

見方・考え方を育成する小学校憲法学習の授業開発

— 小単元「権利を侵したのは誰？」の場合 —

川口広美・丹生英治・田口紘子・伊藤直哉・池野範男

(2007年10月4日受理)

A Study on the Developing of Constitution Course in the Elementary School for Developing a New View of Society — Unit plan “Who infringes on one’s right?” —

Hiromi Kawaguchi, Eiji Nyu, Hiroko Taguchi, Naoya Ito and Norio Ikeno

Abstract. The purpose in this paper is to develop the lesson plan for teaching elementary social studies to introduce a new view of Japanese Constitution. We developed the unit plan “Who infringes on one’s right?” The aim of this plan is for students to consider how the Constitution works in society and to recognize the perspective and views of the Constitution. We have prepared two views of the Constitution. One is a common view; the Constitution protects our right from power. Another is a new view; the Constitution protects our right from reckless democracy. Students who have learned a common view of the Constitution know the importance of the Constitution, but they cannot understand how the Constitution works in society and how it affects us. As a result of a plan, students will be able to understand and to make a society using two views.

Key words: elementary school, social studies, constitution, view of society

キーワード：小学校，社会科，憲法，見方・考え方

I. 小学校憲法学習における 見方・考え方

本稿の目的は、憲法について多様な見方・考え方を育成する小学校憲法学習の授業開発を行うことである。

憲法とは、国家の統治権や根本的な機関・作用の大原則を定めた基礎法、政治と社会の根本的なあり方を定める根本的なルールであり、現行の社会システムの大前提を定めたものである。また、同時に国家という共同体に属する国民のあり様を示したものである。このような憲法の学習というものは、現行の政治制度などを客観的・批判的に捉えたり、その現状が有効かどうかを吟味したり、時に問題があれば再形成できる「国家・社会の形成者」としての市民を育成する社会科の目標を達成するためにも、重要な役割を担っているといえるだろう。

現行の学習指導要領においても、憲法は、小学校・

中学校・高等学校において継続的に学習するよう位置づけられ、それぞれの学校段階で憲法学習が行われている。しかしながら、重要な憲法問題についての世論調査によれば、こうした問題についての解答が「よくわからない」が30～40%に至ることはまれではない¹⁾。この問題状況を生み出した背景としては、「憲法」自体が本質的に有する問題に加えて、現行の憲法学習の実効問題が挙げられるだろう。

憲法学習の課題については後述するとして、ここでは、まず、「憲法」自体が本質的に有している問題について考えたい。先述の通り、憲法とは現行の社会システムを規定するものである。そのため、憲法条文で用いられている語句は抽象的であり、難儀なものが多い。それに加え、しばしば憲法政治の評価（合憲・違憲）の問題も絡み、イデオロギーを含みやすいものとなっている²⁾。

こうした背景から、憲法問題を扱うこととは、憲法

条文の解釈問題や法解釈を駆使しないことには対処できない条文の意味の解明が不可欠とされてしまう。事実、憲法学習でも中心的に扱われている。

確かに憲法の条文自体の解釈をめぐる問題は重要である。だが、それを学習するだけでは、憲法が社会において「国民の権利を守る」という役割を有しているという認識には至らず、また、憲法は難解であるというイメージだけが植えつけられることになる。

現在は、こうした憲法が難解であるというイメージを植えつけるのみの学習を乗り越えた「国家・社会の形成者」を育成する新しい憲法学習が求められている。そこで、以下では、まず現行の小学校憲法学習を典型的に整理し、その課題を示す。そして、その課題解決のために、「国家・社会の形成者」を育成する憲法学習の授業として、憲法に対しての多様な見方・考え方を育成する授業を開発し、提示する³⁾。

II. 小学校憲法学習の現状と課題

1. 小学校社会科学習指導要領の現状と課題

現行の小学校社会科学習指導要領は、憲法を含む政治学習の内容について、「我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。」と述べ、憲法学習を小学校の政治学習のまとめとして位置づけている⁴⁾。児童は、これらの学習を通して、「平和を願う日本人として世界の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚」することが求められている⁵⁾。

学習指導要領を踏まえ、大部分の小学校社会科学教科書は、憲法の学習として、右の図1のような構成をとっている。これは学習指導要領において、「次のこと」の内容として位置づいている「日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や人々の生活の基本を定めていること。」の内容を取り上げたものである。また、この内容は、1947年に文部省（当時）によって提示された「あたらしい日本国憲法」以来、「日本国憲法の3大原理」とされている「人民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」のそれぞれについての理解となっている。学習の際には、児童は身近な政治事象について「調査したり資料を活用したり」することで、日常で日本国憲法がどう活用されるかを体感させることが求められている⁶⁾。

現行の学習指導要領に基づく学習の課題としては、以下の3点が挙げられる。まず、第1に、憲法の3大

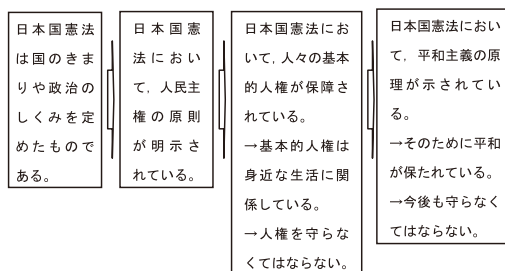


図1 小学校社会科における憲法学習単元の内容
(『小学社会6年下』大阪書籍を参考に筆者作成)

原理の理解に留まっており、「憲法とは国民の権利を守るものである」という憲法の基本的な考え方を学習の対象にしていない点である。つまり、児童は3大原理のそれぞれは理解できても、立憲主義が意味する憲法が社会へ果たす役割を客観的に認識するには至ることはできないという問題である。

第2に、憲法に書かれている人民主権・人権の尊重・平和主義について、「人権は大切だ。守らなくてはならない。」として、その尊さを教化することを目的とした授業になっている点である。そのため、現行の学習では、「憲法は素晴らしい」という憲法観が児童に感情的に教化され、「憲法が定めている」とされる理念や原理である「国のきまりや政治のしくみ⁷⁾」をも絶対視してしまうことになる。そのため、歴史的に作り出されたものをより良いものに改善することができるという開かれた社会認識ではなく、閉ざされた社会認識形成につながる危険性がある。

第3に、憲法が持っている社会や国家における人民や国民の役割を認識せず、憲法を歴史的に形成され、付与されたものとみなす点である。憲法に対して人民・国民は受動的なものとされており、社会や国家に対する、人民・国民の果たす役割が過小評価されていることである。

現行の小学校憲法学習の問題点としては、憲法の原理学習に留まり憲法の役割の学習に至らない点、多様性・可変性に開かれず、逆に閉じられたものになっている点、また、人民や国民である我々の役割が受動的関係とみなされ、過小評価されている点にある。これらの点を克服することが課題となっている。

2. 小学校憲法学習の課題と新しい授業開発

従来、行われたり新たに開発されたりしてきた小学校憲法学習は、次の3つのタイプに分けることができる。第1は、条文を理解させる学習⁸⁾である。これは、憲法の条文に関する現在の社会状況を具体的に提示

し、児童がそれを検討していきながら、日常生活と憲法の条文との関連性を自覚する。第2に、児童自らが自分達の学級の憲法を作成する学習⁹⁾である。これは、日本国憲法の条文を参考に作成させ、身近なものにさせるためである。第3に、日本国憲法の成立過程を歴史的に追体験させていく学習¹⁰⁾である。これらの3つの学習は、いかに憲法の条文を児童に身近なものとして捉えさせるかに重点が置かれた学習という点では成功しており、学習指導要領で提示された憲法と日常との関わりを重視した学習を実現したものといえるだろう。しかし、憲法を絶対視した閉じられた認識形成と憲法の重要性の感情的教化、人民・国民の積極的評価という従来の憲法学習の課題を乗り越えてはいない。

こうした従来の小学校憲法学習の課題を乗り越える授業としては、以下の2つが挙げられる。

まず、1つ目として桑原敏典の提示した授業である。桑原は、従来の小学校社会科授業は「特定の態度を形成するのに適した知識のみが取り上げられ、教えられ」ているとして批判する。その上で、「アメリカ合衆国憲法に書かれている民主主義の基本的原理や政治学概念・法則を、合衆国建国の歴史的事実を通して学ばせるという原理」に基づいて作られた『我ら合衆国人民』シリーズを提示している¹¹⁾。このシリーズの授業では、歴史的経緯を客観的にみていくことにより、憲法が社会において権力から権利を守るものとして成立したという憲法の役割を児童が認識すること、それと共に政治学概念を獲得することを目標としている。

桑原が紹介したこのシリーズの学習は、児童に高度な政治的概念を獲得させ、憲法の歴史的形成とその役割を認識させているという点で、これまでにない憲法学習になっているといえるだろう。

しかし、一方で、憲法とわれわれ（人民・国民）との関係を説明するものとしては十分なものとはいえない。授業では歴史的に権利を勝ち取ってきた人民というものを重視し、人民とは権力に抑圧される存在であるという点を強調する。結果として、児童は「自分たちがこの国家という制度をつくり維持している」という意識ではなく、「自分達は国家に一方的に何か被害を受ける恐れがある」という意識に陥りがちになる¹²⁾。この授業では、われわれ（人民・国民）は社会や国家の被害者として一括したものとして理解されており、社会や国家へ積極的に貢献している面を学習させていないという点で、われわれ（人民・国民）の関係が十分に理解されていないといえる。

2つ目は桑原の提示したものと異なる人民観を前提とした授業である。これは、中等学校段階での法関

連教育などの実践が挙げられる¹³⁾。これらの実践では人民は主権者であり、自分達自身で権利の調整を行う存在と捉えたものとしてみなされる。そのため、憲法が保障する人々の権利をめぐる問題が提示され、生徒自身がその問題の調停を行うことが求められる。

だが、これらの実践にも課題が残っている。法という観点を重視するあまり、憲法は他者との利害を調整するルールとしての役割を担うため、他の民法・刑法といった法律と異なるものとしてみなされていない。その点で、国家をも規制するという憲法の役割というものを認識するには至らず、憲法の役割を客観的にみるという点で不十分となっている。

現行の憲法学習が持つこのような課題を踏まえ、小学校憲法学習を改革する上では、①社会における憲法の役割を客観的に認識することと共に、②「国家・社会の形成者」という視点から憲法についての見方・考え方を選定し、課題を克服する憲法学習の新しい授業を開発することが求められているのである。

Ⅲ. 小単元「権利を侵したのは誰？」

1. 小単元の開発の目的

憲法学習の課題を再度確認すると、次の2点である。1点目は、憲法の重要性を感情的に教化してしまうことである。社会において個人の権利を守るという憲法の役割を客観的に認識するという事は、憲法学習では不可欠である。2点目は、成立の背景から憲法の捉え方を検討した場合、「国家権力から一方的に権力を行使される」という消極的な人民観にのみ捉われ、われわれ（人民・国民）の積極的な役割を見逃していることである。こうした課題に応えた新しい憲法学習を開発する際に重要な役割を果たすのが憲法に対する新しい見方・考え方である。本稿においては、憲法に対する複数の見方・考え方を設定することによってこれらの課題に依っていく。

本稿で準備した見方・考え方は、「憲法は、暴走する権力から個人の権利を守るものである」という憲法についての従来の見方・考え方と共に「憲法は、暴走するデモクラシー（人々）から個人の権利を守るものである¹⁴⁾」という憲法についての新しい見方・考え方である。

この複数の見方・考え方を設定することによって、児童は個人の権利を守るという憲法の役割を客観的に認識できるようになる。さらに、その際、人民は「権力に抑圧される」存在としてだけではなく、民主主義社会における主権者としての役割を認識できるようになると考えられる。

2. 小単元「権利を侵したの誰？」の全体構造

(1) 見方・考え方の構造

開発した小単元は「権利を侵したの誰？」である。本小単元では、監視カメラをめぐるプライバシー権の侵害を教材として用いている。その教材を検討していく際に、中心となるものが「憲法に対する見方・考え方」である。それを図示したものが図2である。

図においては、憲法についての2つの見方・考え方を上・下に分けて示している。

下は、憲法についての従来の見方・考え方に基づくものである。この見方・考え方では、まず、監視カメラの悪用によって、プライバシー権が侵されたという問題に対し、直感的に、それを設置した政府や地方公共団体に問題があると考え（第1段階：感覚的認識）。そして、その理由付けとして、人々の権利を侵す危険がある監視カメラの設置を許可した政府や地方公共団体に問題があることを提示できる（第2段階：功利的認識）。さらに、その根拠として、憲法とは権

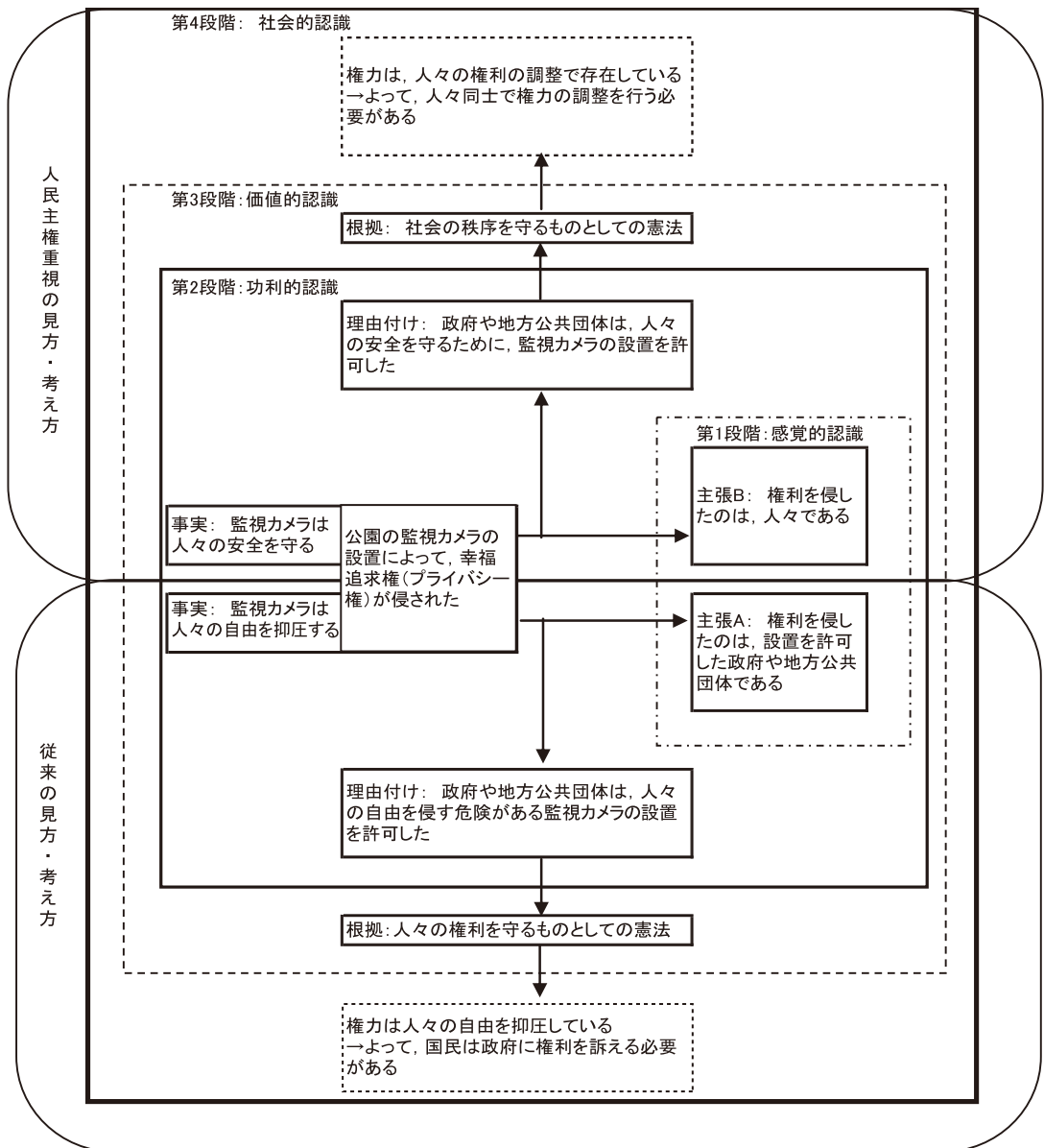


図2 憲法についての見方・考え方の構造

力から個人の権利を守るものという認識を導き出せる(第3段階: 価値的認識)。最後に、事実と主張と根拠を国家権力の視点からみることによって整理し、権力とは人々を抑圧するものと捉え、権利が侵された場合は、人々は侵した政府や地方公共団体を訴えるべきであると考え(第4段階: 社会的認識)。

一方、上の見方が人民主権を重視した新しい見方・考え方である。

この見方・考え方では、まず、監視カメラの悪用によって、プライバシー権が侵されたという問題に対し、直感的に、人々に問題があると考え(第1段階: 感覚的認識)。そして、その理由付けとして、政府や地方公共団体が監視カメラを設置した背景には、人々の安全を求める問題があることを提示できる(第2段階: 功利的認識)。さらに、その根拠として、憲法とは民主主義の暴走から個人の権利を守るものである、つまり社会の秩序を守るものという認識を導き出せる(第3段階: 価値的認識)。最後に、事実と主張と根拠を権力の視点からみることによって整理し、権力とは人々の権利の調整で存在するものと考え、人々同士で権利の調整をすべきと考え(第4段階: 社会的認識)。

これら2つの見方・考え方の根底にあるのは、権力と人々の関係に関わる社会的な見方・考え方の違いである。この双方の見方・考え方を獲得し、それを活用できるようにすることが、本小単元の目的である。

(2) 小単元の構造

ここで開発する小単元は、児童が、憲法に対して複数の見方・考え方を獲得できるようにすること、及び新しい見方・考え方を他の事象にも活用できるように構成される。

小単元の導入部では、児童は「監視カメラ」をめぐるプライバシー権の問題という仮定の問題状況を把握する。その上で、展開部では、「監視カメラ」をめぐる考え方について、まず従来の見方・考え方を把握し、次に新たな主張を検討することで人民主権を重視した見方・考え方を検討することになる。終結部では、2つの見方・考え方を基に、異なる事象に対しての意見を述べさせる。つまり、本小単元では、まず1つの見方・考え方を獲得させ、それを基に、もう1つの見方・考え方を獲得させるように構成されている。

(3) 小単元の展開構造

小単元は、以下で示す表1のように、導入・展開1～7・終結の9段階で構成される。

導入部では、身近な監視カメラを具体的に提示し、なぜこうした監視カメラが必要か、及びそれに対して

の意見について、児童達自身で調べさせることによって、賛成と反対の両意見があることを把握させる。

その上で、監視カメラに写った自分の画像に関するプライバシー権をめぐる問題状況を把握させる。これまでの復習として、プライバシー権(幸福追求権)は憲法で認められていることを押さえ、人権と憲法との関係を再確認させる。そして、「憲法とは社会においてどのようなものか」という主要発問を提示する。

展開1～3は1つ目の見方・考え方の学習である。展開1では、「誰が権利を侵したのか」に対する答えとして、「監視カメラを設置した市役所や許可した市議会が侵した」という主張があることを認識させる。

展開2では、「人の権利を侵したのはH市議会やH市役所であると考えたのはなぜか」などの問いから、市議会が人の権利を侵す危険性のある監視カメラの設置を許可し、市役所がそれを設置したことを確認させる。

展開3では、「憲法は個人の人権をどのように守るのか」などの問いから、憲法は市議会や市役所からも個人の人権を守る働きがあることを確認する。

展開4～6は2つ目の見方・考え方の学習である。展開4では、「市議会は人々の権利を制限するために監視カメラの設置を許可したのか」という問いを投げかけ、監視カメラ設置には人々の意思もあったことを意識させ、「人々にも問題がある」という主張もあることを認識させる。

展開5では「なぜ人々にも原因があると考えられるのか」という問いから、そこに住む人々の安全に対する危機意識から、個人の人権を侵害する危険性のある監視カメラの設置に至ったことを確認させる。

展開6では、「憲法は個人の人権をどのように守るのか」という問いなどから、自分の権利を求めることで他者の権利と対立する場合、憲法は個人の人権を調整する役割があることを確認する。

展開7では、展開1～6をまとめて、監視カメラの事例から、憲法の2つの見方・考え方を整理する。

終結では、「人権侵害を防ぐためにはどうすべきか」という問いから、政府や地方公共団体を訴えるべきという考えと、個人同士の調整を行うべきという社会的認識レベルへと発展させる。さらに、「悪用を防ぐために、クレジットカードで購入したものを公表すべき」という法律について児童自身で吟味させ、それに反対する場合、どうすればよいかという点から、児童自身で実際に意思決定を行わせる過程を設定する。

このように、まず2つの憲法についての見方・考え方を獲得し、その上で再度意思決定を迫ることで、児童自身で獲得した見方・考え方を自覚させるのであ

る。次節では、小単元の具体的な展開を提示する。

3. 小単元「権利を侵したのは誰か？」

(1) 小単元名「権利を侵したのは誰か？」

(2) 小単元の目標

以下の2点を理解することで、憲法に対する2つの見方・考え方を育成することができる。

①憲法についての見方・考え方には、従来の見方・考え方と共に「人民主権」を重視した見方・考え方もあること。

②憲法のあり方には、現在の人々と権力関係が関係するということ。

(3) 到達目標

○理解目標：

①憲法についての2つの見方・考え方を理解する。

i) 憲法は人々の権利を守るものである。

ii) 憲法は社会の秩序を守るものである。

②2つの憲法の見方・考え方の背景にある、2つの権力と人々の関係を理解する。

i) 人々は権力から権力を行使される存在である。

ii) 権力とは人々の権利を調整する存在である。

○技能目標：

①憲法について、2つの異なる見方・考え方があることを客観的に捉えることができる。

②獲得した見方・考え方を基に意思決定することができる。

(4) 小単元の展開

表1

過程	教師の中心発問・指示	教授学習活動	資料	予想される児童の答え
導入 教材の確認	<ul style="list-style-type: none"> これは、皆さんも見たことがあるかもしれませんが、高速道路にあるものです。これは何ですか？ これは何のためにつけていると思いますか？ このカメラが設置されることでどのような効果があると思いますか？ このように、現在犯罪を減らすために、道路などに監視カメラが設置されています。これに対して、あなたはどのように思いますか？どのような意見があるか話し合ってみましょう。 	T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:考える、答える	① 高速道路の監視カメラの写真	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路で車のナンバープレートを読み取るカメラ。 速度違反や危険な運転をした人を判定するため。 姿が写るのであれば、危険な運転はしてはいけないと思って、犯罪が減る。 犯罪を減らす効果があるので、もっと設置するべきだ。 記録を誰が見るのかわからないので怖いからいやだ…。(賛成・反対の双方の意見があることを確認する)
	<ul style="list-style-type: none"> では、ここでめぐみさんの事件をみてみましょう。 	T:提案する		
	めぐみさんは、家の近くにある公園でよく遊んでいます。ある日、めぐみさんは友だちのなおさんから「この間から公園にはカメラがついていて、私たちも写っているらしいよ」ということを聞きました。なぜカメラがついたのかというと、市内の公園では最近子どもたちを狙った犯罪が多いので、怖がる子どもと親たちがカメラの設置を求め、H市議会での話し合いの結果、防犯のためにカメラを設置することを許可したそうです。犯罪を減らす効果はあるのかもしれないけれど、知らない人に自分の行動を勝手に見られていることに対して、めぐみさんはいやだなと思いました。			
	<ul style="list-style-type: none"> めぐみさんはなぜいやだなと感じたのですか？ めぐみさんの公園遊びなど、個々人の行動の自由を保証する権利とは何といえますか？ 	T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:説明する		<ul style="list-style-type: none"> 悪いことをしていないのに、自分の姿が記録に残ってしまうから。 私達がして欲しくないことや知られたくないことに対して他の人から関わられた

見方・考え方を育成する小学校憲法学習の授業開発—小単元「権利を侵したのは誰？」の場合—

		<ul style="list-style-type: none"> 人のプライバシー権をむやみに侵してはならないという事は何に書いてありますか？ めぐみさんは、何の権利を侵されたことになるのですか？ 	<p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p>	<p>②憲法 13 条</p>	<p>り、知られたりすることから守る権利（プライバシー権）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法 →憲法 13 条の幸福追求権 めぐみさんが知られたくないことを、カメラにとられてしまい、プライバシー権を侵された。
		◎ めぐみさんの権利を侵した犯人は誰かを見ていながら、憲法が実際の社会で果たす役割を見ていきましょう。	<p>T:発問する T:提案する</p>		
従来の見方・考え方の獲得過程	展開 1 (第一段階)	主張 A の把握	<ul style="list-style-type: none"> 誰がめぐみさんのプライバシー権を侵したと考えられますか？ なぜ、カメラが設置されたのですか？カメラの設置の許可をしたのは誰ですか？ では、実際にカメラを設置したのは誰ですか？ めぐみさんのプライバシー権は誰に侵されたと考えられるでしょうか？ 	<p>T:発問する</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> H 市議会が設置の許可を出したから。 公園の管理を行う H 市役所の人 設置を決めた H 市議会や H 市役所の人
		主張 A の理由付けを行う	<ul style="list-style-type: none"> なぜ、H 市議会の人や H 市役所の人めぐみさんのプライバシー権を侵したと考えるのですか？ 	<p>T:発問する P:答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> めぐみさんが公園でどんな遊びをしたか、誰と遊んだかなど、遊びの全てをカメラが記録することで、めぐみさんが知られたくないことを知られることで、めぐみさんのプライバシー権を侵す危険性があるから。
	展開 2 (第二段階)	まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 監視カメラの設置によって、誰が誰の権利を侵したといえますか？整理しましょう。 またそれはなぜですか？ 	<p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監視カメラの設置を決めた H 市議会や設置した H 市役所の人、めぐみさんのプライバシー権を侵した。 めぐみさんが公園で自由に遊んでいることを記録して、他人がめぐみさんの公園の遊びのすべてを見ることができ、めぐみさんのプライバシー権を侵す危険性がある監視カメラの設置を決めたから。
			<ul style="list-style-type: none"> H 市議会が決めたことに対して、めぐみさんは反対することができると思いませんか？話し合ってみよう。 	<p>T:発問する P:答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> H 市議会は必要なルールを決めたのだからできない。 めぐみさんの権利を侵したんだから言える。 (政府の役割を復習する)

「人民主権」を重視した見方・考え方の獲得過程	展開3 (第三段階)	主張Aの理由付けへの根拠付けを行う		T:説明する		<ul style="list-style-type: none"> 憲法第13条で、誰であっても人権を侵害することはできないとされている。そのため、侵されたと捉える場合には、議会や役所であっても訴えることはできる。 	
		まとめ	<ul style="list-style-type: none"> めぐみさんにとって憲法とはどのようなものですか？ 	T:発問する P:答える		<ul style="list-style-type: none"> 憲法は、H市議会やH市役所から自分の権利を守る働きがある。 	
	展開4 (第一段階)	主張Bの把握		<ul style="list-style-type: none"> H市議会は、プライバシー権を侵すために、カメラの設置を許可したのですか？ なぜH市議会は子ども達の権利を侵す危険があるのに、カメラの設置を許可したのですか？ また憲法で決まっているのに、なぜ人々の権利を侵す危険性がある監視カメラの設置が許可されたのか？憲法を基に考えよう。 それでは、めぐみさんのプライバシー権を侵したのは政府や設置者のほかに誰が含まれると考えられますか？ 	T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:説明する T:発問する P:答える		<ul style="list-style-type: none"> 違う。 子ども達を危険から守り、そこに住む人の安全を保つため。 憲法13条の個人の幸福追求権で、安全に暮らす権利を認められているから。 →人々の安全と自由を求める権利が対立することもある。 安全を求めた親や子どもにも原因がある。
			まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 政府のほかに、誰がめぐみさんのプライバシー権を侵したと考えられますか？ 	T:発問する P:答える		<ul style="list-style-type: none"> 親や子どもなど安全を求めた人々 (ときに他者の人権を侵すこともあることを自覚させる)
	展開5 (第二段階)	主張Bへの理由付けを行う		<ul style="list-style-type: none"> また、なぜ人々に原因があったと考えますか？ 	T:発問する P:答える		<ul style="list-style-type: none"> 人々がそこに住む人々の安全を求めたことが、カメラの設置へとつながり、結果としてめぐみさんの権利を侵すことになったから。
			主張Bの理由付けへの根拠付けを行う	<ul style="list-style-type: none"> では、めぐみさんは人々が決めたことに対して、反対することができますか？ それはなぜですか？ では、人々はめぐみさんの意見について、反対することができますでしょうか？話し合ってみましょう。 それはなぜですか？ 	T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える		<ul style="list-style-type: none"> 反対できる。 憲法において保障されているから。 反対できる。 反対できない。 憲法において保障されるから。 →憲法は、安全を守ろうとする人々の権利を守る役割もある。そのため、めぐみさんの権利は守られる一方で、制限されるこ

	まとめ	<ul style="list-style-type: none"> めぐみさんにとって憲法とはどのようなものですか？ 	T:発問する P:答える		ともある。 <ul style="list-style-type: none"> 憲法は人々から個人の権利を守るものである。ときに自分の権利は他人の権利によって制限されることもある。
展開 7	主張の比較	<ul style="list-style-type: none"> 今日の授業を振り返ってみましょう。 めぐみさんのプライバシー権を侵したのは誰でしたか？ 	T:提案する T:発問する P:答える		<ul style="list-style-type: none"> H市議会 安全を求めた人々 憲法はH市議会から個人の権利を守るものである。 憲法は人々から個人の安全を守るものである。
		<ul style="list-style-type: none"> 憲法とは、めぐみさんにとってはどのようなものでしたか？ 	T:発問する P:答える T:発問する P:答える		
終結	問題について新しく意思決定を行う	◎ 憲法は社会でどのような働きをしているのでしょうか？	T:発問する, 整理する	③ 模式図 (模式図で整理する)	
		◎ では、めぐみさんは、プライバシー権侵害の問題を解決するためにはどのような対策をとるべきでしょうか？	T:発問する P:答える		<ul style="list-style-type: none"> H市議会へ訴える。 異なる主張をとる人々との話し合いを行うことも重要である(裁判を行うなど)。
		<ul style="list-style-type: none"> 新しく「クレジットカードの悪用を防ぐために、クレジットカードを使った人が買ったものを全て公表する」という法律ができるとします。これは、人々の権利を侵したものだという人がいます。この場合、どのような対策をとるべきでしょうか。 	T:発問する P:考える		<ul style="list-style-type: none"> 自分のプライバシー権が侵される可能性があるのだから、政府に対して、その法律をやめるように言うべき。 公表すべきという人とどちらがより優先すべき権利かを話し合うべき。

資料②

日本国憲法第13条
 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する人々の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。

IV. 結 語

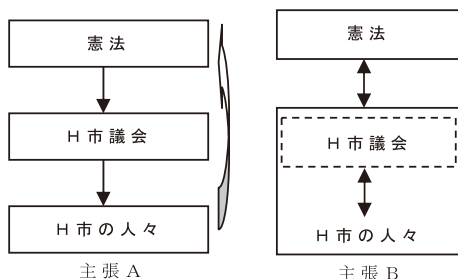
本稿の目的は、従来の憲法学習の課題を克服すること、すなわち、憲法について多様な見方・考え方を育成する小学校社会科憲法学習の授業開発を行うことであった。

以上において提示した小单元は、権力から個人の権利を守るという憲法の主要な役割を感情的に教化せず、客観的に認識すること、また消極的な人民観のみならず、積極的な人民観を育成することを目標とした。そのため、2つの憲法に対する見方・考え方を設定し、授業を開発した。1つ目の見方は「憲法は、権力から個人の権利を守るものである」というものであり、2つ目の見方は「憲法は、暴走するデモクラシーから個人の権利を守るものである」というものである。

この2つの憲法に対する見方・考え方を児童が習得し、それを異なる事例に当てはめ適応できるようにな

資料③

[模式図]



ることによって、次の4点が可能となる。第1は、児童が、憲法が社会で果たす役割や機能を理解できる点。第2は、積極的な人民観を含んだ憲法の新しい見方・考え方を獲得する点。第3は、現行の政治制度などを客観的・批判的に捉えることができる点。第4は、制度などの現状が有効かどうかを吟味し、時に問題があれば再形成できるようになる点である。本稿は、授業の開発を通して、現行の小学校憲法学習の改善方法を提示した。それと同時に、小学校の社会科学学習が「国家・社会の形成者」としての市民的資質を作ることのできる1事例を示したといえるだろう。

【註】

- 1) 杉原泰雄『憲法問題の見方』弘文堂, 1995, p.154
- 2) 同上, pp.160-161
- 3) 本研究は以下のものの継続研究である。
 - ・池野範男・渡部竜也・竹中伸夫『「国家・社会の形成者」を育成する中学校社会科授業の開発—公民単元「選挙制度から民主主義社会のあり方を考える」—』『社会科教育研究』No.91, 2004
 - ・池野範男・竹中伸夫・田中伸・二階堂年恵・川上秀和「小学校社会科における見方・考え方の育成方略—単元『地図とはどのようなものですか? 地図について考えてみよう』を事例として—』『広島大学大学院教育学研究科紀要第二部 (文化教育開発関連領域)』第53号, 2005
 - ・池野範男・竹中伸夫・田中伸・二階堂年恵・丹生英治「公民単元『国際連合について考える』—「国家・社会の形成者」を育成する中学校社会科授業の開発(2)—」『広島平和科学』No.27, 2005
 - ・丹生英治・田中伸・二階堂年恵・田口絃子「見方・考え方を育てる中学校地理授業の開発—小単元「家族と空間について考える」の場合—」『広島大学大学院教育学研究科紀要第二部 (文化教育開発関連領域)』第55号, 2006
 - ・田口絃子・竹中伸夫・田中伸・丹生英治「見方・考え方を育てる中学校歴史授業の開発—小単元「喧嘩両成敗について考える」の場合—」『広島大学大学院教育学研究科紀要第二部 (文化教育開発関連領域)』第55号, 2006

- 4) 文部省『小学校学習指導要領解説 社会編』, 日本文教出版, 1999, p.101
- 5) 同上, p.17
- 6) 同上, p.101
- 7) 『小学社会6年下』大阪書籍, 1999
- 8) 例えば、以下のものをあげることができる。
 - ・村上浩一「日本国憲法に照らして」『教育科学社会科教育』No.488, 2000, pp.77-80
 - ・杉田英二「わたしたちの生活と日本国憲法」『現代社会科教育実践講座13 政治および国際社会の学習 公民的内容の授業Ⅱ』現代社会科教育実践講座刊行会, 1991, pp.44-51
 - ・中山真理子「日本国憲法の基本的な考え」『現代社会科教育実践講座13 政治および国際社会の学習 公民的内容の授業Ⅱ』現代社会科教育実践講座刊行会, 1991, pp.52-57など
- 9) 有田和正『「追求の鬼」を育てるシリーズ 考える子どもを育てる社会科の学習技能』明治図書, 1994, pp.284-294
- 10) 「日本国憲法と国民生活」目賀田八郎編著『典型教材で一人一人の見方考え方を育てる社会科学習の新展開 6年』東洋館, 1992, pp.136-141など
- 11) 桑原敏典『小学校社会科改善への提言—「公民的資質」の再検討—』日本文教出版, 2004
- 12) 長谷部恭男, 杉田敦『これが憲法だ』朝日新書, 2006, p.43
- 13) 例えば、橋本康弘「市民的資質を育成するための法カリキュラム—『自由社会における法』プロジェクトの場合—」『社会科研究』第48号, 1998など
- 14) こうした憲法についての新しい見方・考え方については、杉田敦の論(長谷部恭男, 杉田敦『これが憲法だ』朝日新書, 2006)を参考にした。

杉田は従来の憲法学の考え方で示される「憲法は国家権力を縛るものだ」という考え方は「人民主権」で示される、権力=人民の考え方と相反するものではないかと捉え、批判的に捉えている。また、その際、「デモクラシーの暴走が起こる際には、その責任の一端は私たち一人ひとりにもある」ということを認識すべきと述べ、「憲法で守られている権利は制限されるものだ」ということを自覚する必要があるとする。